

鳥取県告示第451号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡日南町	平成23年9月6日（火）	午後1時から 午後3時まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日野郡日野町	平成23年9月8日（木）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
日野郡江府町	平成23年9月13日（火）	〃	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館
日野郡	平成23年9月27日（火）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
倉吉市、境港市、 西伯郡、日野郡並 びに東伯郡琴浦町 及び北栄町	平成23年12月20日（火）	午前10時から 午後3時まで	倉吉市広栄町900-1 鳥取県タクシーメーター検査場